# 11. 温水器等

#### 11-1 電気給湯器

#### (1) 品目及び判断の基準等

# ヒートポンプ式 電気給湯器

#### 【判断の基準】

- ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、年間加熱効率が3.20以上であること。
- ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。

# 【配慮事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
  - 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率の算出方法は、JRA 4060: 2018 に準ずるものとし、次式による。

年間加熱効率 = 年間加熱量/年間消費電力量

年間加熱量: 各期(夏期、中間期、冬期、着霜期)の1日当たりの加熱量に対象 日数を乗じた値の年間合計

年間消費電力量: 各期(夏期、中間期、冬期、着霜期)の1日当たりの消費電力量 に対象日数を乗じた値の年間合計

- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比を示す数値をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。 ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー
					消費効率
	240リットル未満・	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
			TFI	多缶	2.4
			無	一缶	3.0
			<del>////</del>	多缶	2.6
	240 グライル人間	寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
			7115	多缶	2.3
		寒冷地仕様	有	一缶	2.8
			19	多缶	2.8
		以外のもの	無	一缶	3.2
	240リットル以上		<del>////</del>	多缶	2.8
	320リットル未満		有	一缶	2.3
		寒冷地仕様	Ħ	多缶	2.0
		本市地口採	無	一缶	2.7
標準			<del>////</del>	多缶	2.3
(4人世帯)			有	一缶	3.3
	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	<b>有</b>	多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	550リットル以上 -	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9
				多缶	2.5
			無	一缶	2.9
				多缶	2.5
		寒冷地仕様	有	一缶	2.4
				多缶	2.1
			無	一缶	2.5
				多缶	2.2
少人数(2人世帯)	_	寒冷地仕様	有		2.4
		以外のもの	無	] _ ]	2.8
		寒冷地仕様	有		2.0
			無		2.4

- 備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。
  - 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した 仕様をいう。
  - 3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。
  - 4 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 38 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

# (2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

# 11-2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

#### ガス温水機器

#### 【判断の基準】

- ①潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。
- ②潜熱回収型ガス温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

#### 【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
  - ①貯蔵式湯沸器
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
  - ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有する もの
  - **⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま**
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

		区 5.	}	基準エネルギー	
ガス温水機器 の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	消費効率	
	自然通気式		開放式	83.5	
ガス瞬間湯沸器			開放式以外のもの	78.0	
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0	
			屋外式	82.0	
ガスふろがま(給 湯付のもの以外)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が 外壁を貫通する位置が半密閉式 と同程度の高さのもの)	75.5	
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	71.0	
			屋外式	76.4	
	強制通気式	自然循環式		70.8	
		強制循環式		77.0	
ガスふろがま(給		自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が 外壁を貫通する位置が半密閉式 と同程度の高さのもの)	78.0	
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	77.0	
湯付のもの)			屋外式	78.9	
	  強制通気式	自然循環式		76.1	
		74 #1/ICT TIP _P	屋外式以外のもの	78.8	
		強制循環式	屋外式	80.4	
ガス暖房機器(給 湯付のもの以外)				83.4	
ガス暖房機器 (給 湯付のもの)				83.0	

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 57 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

# (2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 11-3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

#### 石油温水機器

#### 【判断の基準】

- ①潜熱回収型石油温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。
- ②潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

#### 【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。
  - ①ポット式バーナー付きふろがま
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
  - ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

	区 分			
用途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	基準エネルギー消費効率	
給湯用のもの	瞬間形		86.0	
	貯湯式であって急速加熱形の もの		87.0	
	貯湯式であって急速加熱形以 外のもの		85.0	
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3	
		半密閉式	79.4	
		密閉式	82.1	
	財湯式でめって急速加熱形の   もの	オンーオフ制御	87.0	
		オンーオフ制御以外 のもの	82.0	
	貯湯式であって急速加熱形以 外のもの		84.0	
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0	
	伝熱筒のないもの		61.0	

- 備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
  - 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
  - 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するため の機能が付随するものを含む。
  - 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間 (JISS 3031 に規定する加熱速度の測定方法により 測定した時間をいう。) が 200 秒以内のものをいう。
  - 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
  - 6 「オン一オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
  - 7 エネルギー消費効率の算定法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第 58号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

### (2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

# 11-4 ガス調理機器

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### ガス調理機器

#### 【判断の基準】

- ①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごと の基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごと の基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
- ③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ご との基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネル ギー消費効率を上回らないこと。

#### 【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
  - ①業務の用に供するために製造されたもの
  - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
  - ③ガスグリル
  - ④ガスクッキングテーブル
  - ⑤ガス炊飯器
  - ⑥カセットこんろ
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品 を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除 く。)。

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

	区 分		こんろ部
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	基準エネルギー消費効率
ガスこんろ	卓上形		51.0
117500	組込形		48.5
	卓上形組込形	2口以下	56.3
		3 口以上	52.4
ガスグリル付こんろ		2口以下	53.0
		3 口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考)1 「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
  - 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
  - 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
  - 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
  - 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
  - 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

#### 表 2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部	
燃焼方式	調理方式	基準エネルギー消費効率の算定式	
片面焼き	水あり	E=25.1Vg+123	
万 風焼 さ	水なし	E=25.1Vg+16.4	
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172	
山田焼き	水なし	E=12.5Vg+101	

備考) 1 E及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E:グリル部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vg:庫内容積(単位:L)

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表3 ガス調理機器のオーブン部 (ガスオーブンを含む。) に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式		
卓上又は据置形	E=18.6Vo+306		
組込形	E=18.6Vo+83.3		

備考) 1 E及び Voは、次の数値を表すものとする。

E:オーブン部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vo:庫内容積(単位:L)

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入し た数値をいう。
- 6 オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 18 年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

# (2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。